

運動部活動に係る活動方針

平成30年9月
広島中学校・広島高等学校長

1 基本方針

生徒が、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を養う。また、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、自主性や協調性、責任感や連帯感を育む。

○中学校：集団での自発的・自治的な活動を通して、自主性や社会性の発達を図るとともに達成感や満足感を味わうことで学校生活をより充実し、豊かにさせる。

○高等学校：自己の興味や関心を追求し、目標の達成に向けて取り組むことで、学校生活をより充実し、豊かにさせる。

2 適切な運用のための体制

(1) 校長は、各部活動に部活動顧問を複数人配置するとともに、積極的な外部人材の活用に努める。

(2) 部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 校長は部活動顧問が作成した活動計画等を学校のホームページで公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、『運動部活動での指導のガイドライン』に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がソーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により短時間で効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。なお、平日は水曜日（定時退校日）、週休日は原則日曜日を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できる限り短時間に、合理的で且つ効率的・効果的な活動を行う。

5 学校単位で参加する大会等

(1) 中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催、共催する大会。

(2) 本活動方針の趣旨に則り精査した大会等。